

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

令和 3 年 12 月に、我が国におけるデジタル社会の実現を目指して、書面、目視、常駐、実地参加等のアナログ的手法を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とするなどの原則を示した「構造改革のためのデジタル原則」（以下「デジタル原則」という。）が策定された。同原則に沿って、令和 4 年 6 月、我が国のデジタル改革等を計画的かつ効果的に進めるための政府の取組方針が「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）として策定された。

この一括見直しプランに基づき、国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている書面掲示規制等のアナログ規制について、デジタル原則の観点から横断的に点検・見直しを行うこととなった。

これを踏まえ、海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）等について、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面等を寄港地等へ「掲示」、船舶に備え付けて「閲覧」できるようにする等と規定している書面掲示規制を有しているところ、一括見直しプランに基づきデジタル化を進めるべきと整理された条項について、掲示等情報のデジタル化からオンラインでの公開等に至るまでのデジタル完結を基本とするよう改正を行うこととする。

2. 改正の概要

書面掲示規制を有する国土交通省所管省令のうち以下の省令について、ウェブサイトへの掲載を追加するとともに、具体的な掲示の方法及び適用除外関係について定めるほか、所要の改正を行うこととする。

- 海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号）第 7 条及び第 21 条の 4
- モーターボート競走法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 59 号）第 24 条第 2 項及び第 27 条第 2 項
- 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 14 第 2 項
- 自動車道事業規則（昭和 26 年運輸省・建設省令第 2 号）第 21 条の 2
- 土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 13 条の 3
- 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和 42 年建設省令第 3 号）第 19 条第 1 項
- 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条の 3 第 1 号、第 42 条第 1 項第 1 号、第 43 条の 3 第 2 項及び第 53 条
- 都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）第 34 条の 2 第 1 項、第 39 条第 2 項から第 5 項
- 新都市基盤整備法施行規則（昭和 50 年建設省令第 4 号）第 7 条、第 26 条第 2 号
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和 50 年建設省令第 20 号）第 50 条の 8 第 2 項、第 50 条の 17 第 2 項及び第 51 条第 2 項
- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成 4 年建設省令第 10 号）第 2 条

- 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 6 号）第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 7 条
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）第 106 条第 1 項、第 121 条第 2 項から第 5 項及び第 131 条
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 116 号）第 105 条第 2 項から第 9 項
- 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 82 号）第 14 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 35 条第 2 項及び第 44 条第 2 項

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 1 月中

施 行：令和 6 年 3 月 31 日又は令和 6 年 4 月 1 日